

令和2年第1回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第49号

令和2年第1回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和2年4月27日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和2年第1回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年4月27日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小 山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
6番 川 西 米希子	7番 合 田 正 夫
8番 三 好 郁 雄	9番 白 川 正 樹
10番 白 川 皆 男	11番 大 西 樹
12番 松 下 一 美	13番 三 好 勝 利
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 田 岡 秀 俊	

+

欠席議員 5番 竹 林 昌 秀

会議録署名議員の指名議員

15番 川 原 茂 行 1番 鈴木 崇 容

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	池下尚治	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	佐喜正司	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	小縣茂	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	萩岡一志	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○田岡秀俊議長 おはようございます。

本日の本会議は、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されている中での開催となります。したがって、できる限り3密を避けるため窓とドアを開放し必要に応じて開閉することといたします。外の雑音が少々入ることになると思いますがご容赦いただきたいと思います。また、発言者につきましてもマスク着用のままで発言されるようお願いしたいと思います。感染リスクを減らすために効率よく審議を行いたいと思います。皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。

竹林議員より、欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。令和2年第1回のまんのう町臨時議会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。新緑がまばゆい一年で一番過ごしやすい季節となりましたが、香川県内でも新型コロナウイルス感染者が急増し、県内感染拡大の状況が極めて厳しい段階になっております。

そこでまず、まんのう町新型コロナウイルス感染対策の取り組み状況について、御報告申し上げます。まんのう町では感染症予防対策としての町民への御協力をお願いを、全戸への広報誌、また町ホームページ、告知放送、中讃テレビ等で周知徹底をいたしております。

次に庁舎内におきましては、消毒や換気の徹底、住民と対応する窓口カウンターに飛沫感染防止用のビニールシートの設置、次亜塩素酸噴霧器の設置、そして消毒液、7万枚のマスクの確保をいたしております。

塩入温泉、みかど温泉をはじめ、町内のほとんどの公共施設の利用禁止、学校給食食材の供給が停止した事業者への休業中の補償、国からの特別定額給付金10万円、子育て世帯への臨時特別給付金1万円につきましては可能な限り迅速な支給開始を目指しております。

次に、まんのう町独自の子育て世代への支援策といたしまして、中学生、修学旅行費の特別支援、これは修学旅行延期に対する負担増の軽減であります。児童手当受給者に子供一人当たり2万円、ひとり親家庭向けの児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格者に一人当たり1万円を町独自の給付金として支給いたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用制限、これは休業要請につきましては県の協力金とは別に町独自に県の協力金の半額の加算を支給等、新型コロナウイルス感染対策として19億5800万円を補正予算として上程いたしております。

本臨時議会で上程させていただいておりますのは、報告2件、議案2件、選挙2件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案を1件。地方自治法第179条第1項の規定に基づく議案を1件。地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分報告を2件、受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○田岡秀俊議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○田岡秀俊議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川皆男君。

○白川皆男議会運営委員長 議会運営委員会の、御報告を申し上げます。

4月24日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、第1回まんのう町議会臨時会の運営につきまして慎重に審議をいたしました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間といたします。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町 国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（滞納保育料等の請求事件）

日程第6 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町 税条例等の一部改正について）即決をお願いします。

日程第7 議案第2号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）（第1号）即決をお願いします。

日程第8 選挙第1号 まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員の補欠選挙について

日程第9 選挙第2号 まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員の補欠選挙について

以上の日程で、意見の一致を見、午前9時50分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○田岡秀俊議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、15番、川原茂行君、1番、鈴木崇容君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○田岡秀俊議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）

○田岡秀俊議長 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第1号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

この専決処分は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い上位法である地方税法施行令の一部を改正する政令が令和２年３月３１日に公布され、令和２年４月１日より施行されることに伴い、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正を行ったもので、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 税務課長、池下尚治君。

○池下尚治税務課長 おはようございます。

新型コロナの予防ということもありますので、手短に説明させていただきたいと思います。

先ほど町長が説明しましたように、令和２年３月３１日に国民健康保険法施行令の一部が改正され、同年４月１日から施行されることとなりました。これを受け、上位法との整合を図るため町の条例を一部改正し専決処分を行ったものです。

それでは、改正前・改正後、新旧対照表のほうをご覧ください。

１ページの第２条は高所得者の保険税額を引き上げるものです。国民健康保険税は医療費分である基礎課税額、介護納付金課税額、後期高齢者支援金等課税額、この３つで構成されております。

第２項は基礎課税額の限度額を６１万円から６３万円に引き上げるという内容です。

第４項は介護分の限度額を１６万円から１７万円に引き上げる内容です。今回の改正により、後期高齢者支援分の１９万円を加えますと、所得の高い人では現行の９６万円から９９万円に引き上げることとなります。

第２１条は、低所得者に対する保険税の減額に関する改正です。（２）の要件の所得に満たなかった世帯は、算出した税額を５割減額するという規定で、今回は、その所得の判定基準を５，０００円引き上げるという内容です。（３）は、２割軽減する判定基準の額を１万円引き上げるという内容です。

今回の改正による影響は限度額の引き上げは対象が３０世帯程度で、税収としては９０万円ほどの増額、５割軽減の対象は約４５０世帯から２０世帯程度増加し、税収は８０万円の減額、２割軽減の対象は３６０世帯から１５世帯程度増加し、３０万円程度の減額を想定しております。

第２条、第２１条ともに、上位法に合わせて町の条例を整備したものですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、報告内容の説明を終わります。

なお、本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

日程第５ 報告第２号 専決処分の報告について（滞納保育料等の請求事件）

○田岡秀俊議長 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（滞納保育料等の請求事件）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第2号 専決処分の報告（滞納保育料等の請求事件）について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定された事項に基づき、令和2年4月10日付で 別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決第5号及び第6号は、債務者がともに同一幼児の親権者であり、未払いの保育料の支払いについて、督促等、再三の納付指導を行ってきましたが、その履行がないため、支払督促の申し立てを裁判所に行ったものでございます。

本町の債権額は7万4,000円であり、本件に係る親権者は、その支払うべき保育料を未払いのまま離婚したため、専決第5号については、父親に対し丸亀簡易裁判所に、専決第6号について、母親に対し善通寺簡易裁判所に、いずれも4月10日に支払督促の申し立てを行ったところでございます。現在、専決第5号、専決第6号ともに、それぞれの裁判所から支払い督促命令を、債務者に送達しているところでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、報告内容の説明を終わります。

十 なお、本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって 十
て報告を終わります。

日程第6 議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）

○田岡秀俊議長 日程第6、議案第1号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、町税条例等の一部改正を行ったもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 税務課長、池下尚治君。

○池下尚治税務課長 それでは、改正内容について説明をさせていただきます。

令和２年度の税制改正において、上位法である地方税法の一部が改正されました。これに伴い、上位法との整合を図るため、町の税条例等の一部を改正するものです。今回は税制改正の中で、施行日が令和２年４月１日付のものだけを抜粋し専決処分を行ったものです。

それでは１ページ、改正前、改正後、新旧対照表のほうをご覧ください。

第１９条は字句の修正です。

２ページの第３６条３の２、こちらは町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、単身児童扶養者に該当する場合は、その旨の記載を不要とする所要の措置です。

第３６条の３の３は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について公的年金の受給者が単身児童扶養者に該当する場合は、その旨の記載を不要とする所要の措置です。

３ページの第４８条は法律改正による項ずれの修正です。

第５４条の２から４ページの５までは固定資産税の納税義務者等で、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するために整備したものです。

第５４条の６から７ページの第６１条の２までは法律改正に合わせた規定の整備と、項ずれ等の修正です。

第７４条の３、こちらは固定資産税の現所有者の申告で法規定の新設に合わせて新設するもので、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようにする規定です。

８ページ第７５条、固定資産に係る不申告に関する過料、前条の法律改正に合わせて改正するものです。

第９６条の２と３は輸出または輸出の目的で行われる輸出業者に対する売り渡し、たばこ税ですね、品質が悪化し、または包装が破損し、もしくは汚染した製造たばこ等の課税免除の適用に当たっては必要な手続きを簡素化するものです。

第９８条の１は法律改正に伴う条ずれ、９ページ附則第６条、７条こちらは平成を令和にかえる改元の対応です。

１０ページの第８条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期間を３年間延長させるものです。

第１０条は字句の訂正です。

第１０条の２、こちらは法附則第１５条第２項第１号の条例で定める割合を法律改正に合わせて改正するもので、地域決定型地方税制特例措置の割合を定める規定（通称：わがまち特例）になります。その第２項として、大気汚染物質除外設備の規定を廃止です。

+

第6項では中小水力発電の認定設備の規定を廃止し、かわりに第9項に水力発電5,000キロワット以上の認定設備の課税を4分の3にする規定を新設しております。

第15項では都市再生特別措置法の認定誘導事業の規定を廃止、17項は浸水被害軽減地区の土地に対する課税を3分の2とする。あわせて、追加削除による項ずれ等を修正しております。

全て上位法に合わせて改正するものですが、現在まんのう町に、いま改正したものの中で該当する施設はございません。

12ページ、第11条から16ページの第17条の2までは、こちらも平成を令和にかえる改元の対応です。

第17条の2は優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

第23条は改元の対応です。

17ページの第2条から28ページの第8条まで、これも全て改元の対応です。

28ページ第8条は単身児童扶養者（婚姻履歴にかかわらず）個人の町民税の非課税措置の対象に加える、また、改正規定を削る等、法律改正に合わせて所要の措置を行うものです。

29ページ、30ページは今回の改正に伴う施工期日、経過措置等の修正です。

以上、簡単ではございますが、まんのう町税条例等の一部改正につきまして御説明申し上げます。

資料としまして、タブレットの臨時議会議案書、そちらのほうに税務課フォルダとしてこの中で抜粋したものを資料で掲載しておりますので、また御一読のほうお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１号 専決処分の承認について（まんのう町税条例等の一部改正について）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第７ 議案第２号 令和２年度まんのう町一般会計補正予算（案）（第１号）

○田岡秀俊議長 日程第７、議案第２号 令和２年度まんのう町一般会計補正予算（案）（第１号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第２号の令和２年度まんのう町一般会計補正予算（案）（第１号）について、その提案理由を申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９億５，８０８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３６億８０８万９，０００円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

９ページをお開きください。

第１４款国庫支出金１８億９，９９１万４，０００円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策関連国庫補助金として、まず第２項国庫補助金、第１目総務費国庫補助金において特別定額給付金給付事業費及び事務費補助金として、１８億６，３６３万５，０００円、第２目民生費国庫補助金において、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金など、合わせて３，３７０万４，０００円、第５目教育費国庫補助金において、教育支援体制整備事業費交付金など、合わせて２５７万５，０００円を増額計上いたしております。

１０ページをお開きください。

第１８款繰入金、５，８１７万５，０００円の増額は、昨年度、基金に係る債権を売却したことによる利益が１億２，９７９万８，０００円あったうち、財政調整基金へ積み立てていた金額を今回、繰入金として取り崩し、新型コロナウイルス対策事業に係る、さまざまな町独自上乗せ補助などに繰り入れる事による増額訂正でございます。

続きまして、歳出に関する主なものをご説明申し上げます。

１１ページをご覧ください。

第２款総務費は１８億６，３６３万５，０００円の増額でございます。これは第１項総務管理費、第２２目特別定額給付金事業費において、住民一人当たり１０万円の給付金を

十

18億3,980万円計上しているほか、報酬、需用費、システム開発に係る中讃広域行政事務組合負担金500万円などを事務費として計上いたしております。

12ページをお開きください。

第3款民生費は8,485万4,000円の増額でございます。これは、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費において、新型コロナウイルス対策事業費として、消耗品費に800万円、第3目児童措置費においては、国庫補助事業である、児童手当一人当たり1万円を上乗せする子育て世帯臨時特別給付金給付事業費に扶助費2,400万円と事務費を合わせて、2,620万4,000円増額し、児童手当など、町独自の上乗せ施策として児童手当給付金へ合わせて、5,065万円を増額計上いたしております。具体的には、児童手当受給資格者子供一人につき2万円を、児童扶養手当受給資格者には、子供一人につき1万円、また、特別児童手当受給資格者には、子供一人につき1万円を、それぞれ追加で支給いたします。

13ページをお開きください。

第4款衛生費は、50万円の増額でございます。これは、第1項保健衛生費、第1目の保健衛生総務費において、地域子育て支援拠点である、つどいの広場「ひまわり」に係る、新型コロナウイルス対策事業費として需用費、備品購入費合わせて50万円を国庫補助事業として計上いたしております。

14ページをお開きください。

第7款商工費は、400万円増額いたしております。これは、県が実施する事業所への休業補償に係る県協力金に対して、町が独自に県の2分の1を上乗せして助成する協力金として増額補正するものでございます。

15ページをご覧ください。

第10款教育費は510万円の増額です。これは第3項中学校費、第2目教育振興費において、補助金を300万円増額いたしております。これは、4月に予定しておりました中学生の修学旅行を延期するに当たり、キャンセル料など一人当たり約2万円負担増となった部分を、保護者負担軽減を目的として増額補正するものでございます。

次に、第6項保健体育費、第4目給食場費において、補助金を210万円増額しております。これは、学校休業に伴い、給食食材の供給が停止した事業者に対し、学校再開後の給食食材の安全で安定した供給が可能となるように、休業中の補償をするものでございます。

以上、議案第2号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）（第1号）について、御説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

ここで休憩をとって全員協議会を開催し、本議案のより詳細な説明を求めたいと思います

す。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10:07

再開 午前 11:29

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して会議を再開したいと思います。

議案第2号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）（第1号）について、先ほどの全員協議会でも熱心な質疑、答弁があったわけですが、改めてこれだけは言っておきたいということがありましたらお願いしたいと思います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 令和2年度まんのう町一般会計補正予算（案）（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の補欠選挙について

○田岡秀俊議長 日程第8、選挙第1号 まんのう町外三ヶ市町山林組合議会議員の補欠選挙についての件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、まんのう町外三ヶ市町山林組規約第5条第2項及び地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、私のほうで指名いたします。

まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員に、まんのう町塩入471番地1、和泉博美君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました和泉博美君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました和泉博美君が、まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。議場におられない諸君には、同規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

以上で、選挙第1号 まんのう町外三ケ市町山林組合議会議員の補欠選挙を終わります。

日程第9 選挙第2号 まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員の補欠選挙について

○田岡秀俊議長 日程第9、選挙第2号 まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員の補欠選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合同規約第5条第2項及び地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員に、まんのう町塩入４７１番地１、和泉博美君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました和泉博美君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました和泉博美君が、まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員に当選されました。

会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。議場におられない諸君には、同規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

以上で、選挙第２号 まんのう町外三ケ市町（七箇地区）山林組合議会議員の補欠選挙を終わります。

ここで、議場の時計で午後１時まで休憩といたします。

休憩 午前 １１：３４

再開 午後 １３：００

+

○川西米希子副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、田岡秀俊議長から、一身上の都合による辞職願が提出されました。

地方自治法第１０６条第１項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。

辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 それでは、朗読いたします。

辞職願、この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和２年４月２７日、まんのう町議会副議長 川西米希子殿。まんのう町議会議長 田岡秀俊。

以上でございます。

○川西米希子副議長 お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川西米希子副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長辞職

○川西米希子副議長 それでは、議長辞職の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象になりますので、田岡秀俊議員の退場をお願いいたします。

[田岡秀俊議員 退場]

○川西米希子副議長 お諮りいたします。

田岡秀俊議員の、議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川西米希子副議長 異議なしと認めます。

よって、田岡秀俊議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

除斥を解きます。田岡秀俊議員の入場をお願いいたします。

[田岡秀俊議員 入場]

○川西米希子副議長 田岡秀俊議員に申し上げます。ただいま、議長の辞職が許可されました。

この際、田岡秀俊議員に議長退任の挨拶を求めます。

○田岡秀俊議員 大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

また、先ほどは、はえあるまんのう町議会の議長辞職願をお願い申し上げましたところ、皆さん方におかれましては、快く許可いただきまして、ありがとうございました。

私といたしましては、この2年間、というより前期を含めると4年間、このまんのう町議会の議長を仰せつかったわけでございますけれども、その間皆さん方の御支援、御協力いただきまして、いろんなことがありましたけれども、無事、ここに退任できました。まずもって、そのことについて、心より皆さん方に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

振り返ってみますと、最初に私が議長を受けたときに二つほど皆さん方にお約束させていただきました。一つは議会の中におけることですが、皆さん方の議員相互の意見交換、議員間討議というのを密にしたいなというふうな思いがありました。というのは地方議会は二元代表制の一翼を担っております。町長部局の独任制、それに対しまして、いかにこの議会の多様性を発揮するかということが非常に大事だろうと私は思っております。少数意見の尊重もそうですし、16人いれば16通りの意見があり考えがあるということです。議会としてとすれば議員対執行部、議会对執行部という意見交換が主になりますけれども、それ以上に議員間での自由な討議、それによって議会の考えというものをまとめていきたいなというふうにも思っております。全員協議会等で発言は止めることなくさまざまな意見を出していただいたことに私としても非常に、今思えばうれしく思っておりますし、それによって議会としての結論を導いていけた部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。

そして、もう一つは、対外的な部分でありますけれども、私といたしましては、まん

のう町の代表として皆さん方の期待に応えるべく、代表と申しましたら町長が代表ということでございますけれども、先ほど申しましたように二元代表制度ということを非常に意識いたしまして、町長とともにこのまんのう町の対外的な価値を高められたらいいなという思いで常に行動してまいったところであります。皆さん方の期待に応えられたかどうかは定かではありませんが、私としては常に議長としての自覚と責任というものを頭の片隅に置いて行動してきたところであります。

またこの後、私よりはすばらしい議長が選出されると思いますが、御存じのとおり今新型コロナウイルスという難敵との戦いに打ち勝っていかなければならないという大きな課題もございます。まんのう町議会として一致団結してこの難局、そしてまた地方創生に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

最後になりましたけれども、今後は私は一議員としてしっかりとまんのう町議会、まんのう町のためにこれまで以上に尽力していくことをお誓い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきますと思います。

最後にもう一度、皆さん方に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○川西米希子副議長 以上で、田岡秀俊議員の議長退任の挨拶が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川西米希子副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2 選挙第3号として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2 選挙第3号 議長選挙

○川西米希子副議長 ここで、議長志願者の所信表明を行うため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 13:10

再開 午後 13:26

○川西米希子副議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

追加日程第2 選挙第3号 議長選挙について、これより議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○川西米希子副議長 ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 常包恵議員、3番 小山直樹議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけではなく氏名を完全にお書きいただきますよう、特に御注意申し上げます。

また、白票の取り扱いについては、これを無効といたします。

〔投票用紙配布〕

○川西米希子副議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川西米希子副議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○川西米希子副議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

○常包事務局長 1 番 鈴木崇容議員、2 番 常包恵議員、3 番 小山直樹議員、4 番 京兼愛子議員、6 番 川西米希子議員、7 番 合田正夫議員、8 番 三好郁雄議員、9 番 白川正樹議員、10 番 白川皆男議員、11 番 大西樹議員、12 番 松下一美議員、13 番 三好勝利議員、14 番 大西豊議員、15 番 川原茂行議員、16 番 田岡秀俊議員。

○川西米希子副議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川西米希子副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

2 番 常包恵議員、3 番 小山直樹議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○川西米希子副議長 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 15 票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票 15 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、白川正樹議員 7 票、大西樹議員 7 票、松下一美議員 1 票。

この選挙の法定得票数は 4 票であり、白川正樹議員と、大西樹議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

両議員の得票数は、同数です。

この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

白川正樹議員と大西樹議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、棒くじで行います。

常包恵議員、小山直樹議員の、くじの立ち合いをお願いいたします。

白川正樹議員、大西樹議員、前に出てきてくじを引いてください。

〔くじを引く〕

○川西米希子副議長 大西議員が1のくじ、白川正樹議員が2のくじを引きましたので、まず初めに大西樹議員、次に白川正樹議員がくじを引くこととなりました。

ただいまの順番により、当選人を決定するくじを行います。

1と、2の棒を入れます。1のくじを引いた人が、当選人となります。

大西樹議員、次に白川正樹議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○川西米希子副議長 くじの結果を御報告いたします。

大西樹議員が1のくじを引きましたので、くじの結果、大西樹議員が当選人と決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○川西米希子副議長 ただいま議長に当選されました大西樹議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

大西樹議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○大西樹議長 ただいま同数での議長就任ということで、本当にこれから議長をやっていくにつれて、もう勝負は勝負ということで、まんのう町をよくするために、全員一丸となってこの議会運営に御協力していただきたいと思います。

いまひしひしと責任の大きいものが、大きいと感じております。これから皆様の御指導いただきながら、しっかりと任務を遂行してまいりますので、どうか今後とも皆様の御協力をよろしくお願い申し上げまして議長就任の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○川西米希子副議長 大西議長、議長席にお着き願います。

○大西樹議長 議長を交代いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 13：48

再開 午後 14：15

○大西樹議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に、川西米希子副議長から、一身上の都合による辞職願が提出されました。

辞職願を事務局長に朗読させます。

常包事務局長。

○常包議会事務局長 それでは、朗読いたします。

辞職願、この度、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和2年4月27日、まんのう町議会議員 大西樹殿。まんのう町議会副議長 川西米希子。

以上でございます。

○大西樹議長 お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長辞職

○大西樹議長 それでは、副議長辞職の件を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象になりますので、川西米希子議員の退場をお願いします。

〔川西米希子議員 退場〕

○大西樹議長 お諮りします。

川西米希子議員の、副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、川西米希子議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

除斥を解きます。川西米希子議員の入場をお願いします。

〔川西米希子議員 入場〕

○大西樹議長 川西米希子議員に申し上げます。ただいま、副議長の辞職が許可されました。

この際、川西米希子議員に副議長退任の挨拶を求めます。

○川西米希子議員 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。副議長退任に当たりまして、皆様にお礼の御挨拶を申し上げます。

2年前、議員の皆様の御推挙を賜り、副議長の要職につかせていただきました。本日まで、大過なく職務を全うすることができましたのも、全ての議員の皆様の温かなご協力とお支え、また、理事者の皆様、町職員議会事務局の皆様のお力添えのおかげと深く感謝し、心から皆様にお礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大し、日本においても緊急事態宣言が

発令されるに至り、まんのう町の住民の方々も緊張と不安の毎日を過ごしておられます。今後は副議長としての経験を活かしながら、さらなる住民福祉の向上とまんのう町の発展のため、また戦後最大の危機と言われる今を乗り切るため、私も皆様とともに誠心誠意議員としての職務を果たしていく決意でございます。皆様今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、川西米希子議員の副議長退任の挨拶が終わりました。

お諮りします。ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4 選挙第4号として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4 選挙第4号 副議長選挙

○大西樹議長 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に、7番 合田正夫議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した合田正夫議員を、副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました合田正夫議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選された合田正夫議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選をされました合田正夫議員に、当選の承諾と挨拶をお願いします。

○合田正夫議員 皆さん、こんにちは。

ただいま議長から副議長の推薦をいただきまして、副議長をさしていただくことになりました。皆様方の本当によい知恵をお借りして、私の足りないことを皆の力を合わせて

よりよい町づくりに頑張っていきたいと思います。今後とも議員の皆様とともによりよくお願いいたします。

また、副議長といたしまして議長を補佐してまいります。できる限りのことは頑張るつもりでありますので、何事も人間は挑戦ということでございますので、チャレンジいたします。これからよりよい町づくりのために、皆様とともに頑張っていきましょう。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○大西樹議長 ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 14:23

再開 午後 14:45

○大西樹議長 休憩を戻して会議を再開します。

休憩中に各議員から、委員の所属変更の申し出と辞任届などが提出されておりますので、日程の追加についてお諮りします。

委員の辞任と所属変更の許可についての件、常任委員会委員の選任の件、議会運営委員会委員の選任の件、特別委員会委員の選任の件、仲多度南部消防組合議会議員の選出の件、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙の件、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件、香川県広域水道企業団議会議員の選挙の件、監査委員選任の同意についての件、議会選出各種委員等の選出の件、議席の一部変更の件を議事日程に追加することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。それでは、

追加日程第5 委員の辞任と所属変更の許可について

追加日程第6 常任委員会委員の選任

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第8 特別委員会委員の選任

追加日程第9 仲多度南部消防組合議会議員の選出

追加日程第10 選挙第5号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第11 選挙第6号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第12 選挙第7号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙

追加日程第13 議案第3号 監査委員（議会選出委員）選任の同意について

追加日程第14 議会選出各種委員等の選出

追加日程第15 議席の一部変更

以上の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第5 委員の辞任と所属変更の許可について

○大西樹議長 追加日程第5、委員の辞任と所属変更の許可についての件を議題といたします。

議会運営委員と各特別委員会委員より辞任の申し出と、各常任委員より所属の変更の申し出がありましたので、これを許可いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、申し出を許可することに決定しました。

追加日程第6 常任委員会委員の選任

○大西樹議長 追加日程第6、常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、どのような方法でいたしましょうか。

〔「正副議長一任」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 正副議長に一任ということでございますので、各議員の意見を十分拝聴いたしまして、議会構成をいたしたいと思いますが、このように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

+

休憩 午後 14:50

再開 午後 15:40

○大西樹議長 休憩を戻して会議を再開いたします。

一任されていましたが、常任委員会の委員の選任につきまして、休憩中に議員の皆さんのご意見を拝聴し、第一希望を尊重して、選任いたしました。

それでは、発表します。

総務常任委員、大西豊議員、松下一美議員、大西樹議員、三好郁雄議員、京兼愛子議員、常包恵議員。教育民生常任委員会、白川正樹議員、合田正夫議員、川西米希子議員、小山直樹議員、鈴木崇容議員。建設経済常任委員会、川原茂行議員、三好勝利議員、白川皆男議員、田岡秀俊議員、竹林昌秀議員でございます。

以上のようにすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、発表のとおり決しました。

ここで休憩をとり、委員会条例第9条の規定により、常任委員会の正副委員長の互選を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、暫時休憩いたし

ます。

休憩 午後 15:41

再開 午後 16:48

○大西樹議長 休憩を戻して会議を再開します。

お諮りします。本日の会議は、24時まで時間延長をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、24時まで延長することに決しました。

それでは、常任委員会の委員長、副委員長の互選の結果を事務局より報告します。

○常包議会事務局長 それでは、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果について、御報告いたします。

総務常任委員会委員長に三好郁雄議員、同副委員長に常包恵議員が互選されました。

また、教育民生常任委員会委員長に川西米希子議員、副委員長に白川正樹議員が互選されました。

建設経済常任委員会の委員長に川原茂行議員、同副委員長に白川皆男議員が互選されましたので、ご報告いたします。

以上です。

○大西樹議長 以上で報告を終わります。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

追加日程第8 特別委員会委員の選任

追加日程第9 仲多度南部消防組合 議会議員の選出

○大西樹議長 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任の件、追加日程第8、特別委員会委員の選任の件、追加日程第9、仲多度南部消防組合議会議員の選出の件の、以上3件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題といたします。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、追加日程第7から追加日程第9を一括議題とします。

追加日程第7、議会運営委員会委員の選任の件、追加日程第8、特別委員会委員の選任の件、追加日程第9、仲多度南部消防組合議会議員の選出の件について、お諮りします。

以上、3件の委員の選任・選出につきましては、どのような方法でいたしましょうか。

〔「正副議長一任」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 正副議長に一任ということでございます。各議員さんの意見を十分拝

聴いたしまして、選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしのようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 １６：５１

再開 午後 １６：５８

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

一任されておりました、議会運営委員会委員、特別委員会委員、仲多度南部消防組合議会議員の選出の件につきまして、選任をいたしましたので、発表いたします。

○常包議会事務局長 それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員、川原茂行議員、大西豊議員、三好勝利議員、白川正樹議員、三好郁雄議員、川西米希子議員でございます。

また、特別委員会委員、議会広報特別委員会委員に、白川皆男議員、田岡秀俊議員、京兼愛子議員、小山直樹議員、常包恵議員、鈴木崇容議員でございます。

また、仲多度南部消防組合議員に、大西樹議長、三好郁雄議員が選出をされました。

以上でございます。

○大西樹議長 以上のように決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認め、よって、発表のとおり決定いたしました。

それでは休憩をとり、委員会条例第９条の規定により、議会運営委員会、特別委員会の正副委員長互選を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 １７：００

再開 午後 １７：１５

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

それでは、議会運営委員会、並びに特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を事務局より報告します。

○常包議会事務局長 それでは、ご報告いたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選結果につきまして、議会運営委員会委員長に大西豊委員長、副委員長に白川正樹副委員長が互選されました。

また、特別委員会のほうでは、議会広報特別委員会に委員長、鈴木崇容委員長、副委員長に常包恵副委員長が互選されております。

以上でございます。

○大西樹議長 以上で報告を終わります。

追加日程第 10 選挙第 5 号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙

○大西樹議長 追加日程第 10、選挙第 5 号 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を議題とします。

中讃広域行政事務組合の組合議会における、まんのう町の議員定数は組合規約第 5 条により 3 名となっており、そのうち 2 名は正副議長の職にある者、もう 1 名は議員の中から選出することとなっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名をすることに決定いたしました。

それでは、指名します。中讃広域行政事務組合議会議員に、白川皆男議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました白川皆男議員を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名いたしました白川皆男議員が中讃広域行政事務組合議会議員に、当選されました。

ただいま、中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました白川皆男議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を終わります。

追加日程第 11 選挙第 6 号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○大西樹議長 追加日程第 11、選挙第 6 号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての件を議題とします。

香川県後期高齢者医療広域連合議会の組合議会における、まんのう町の議員定数は組合規約第 8 条により 1 名となっており、議員のうちから選挙することとなっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、川西米希子議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した川西米希子議員を当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、今、指名しました川西米希子議員が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

追加日程第12 選挙第7号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙

十

○大西樹議長 追加日程第12、選挙第7号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙を議題とします。

本件の広域水道企業団の議会における、まんのう町の議員定数は企業団規約第5条第2項により1名となっております。議員の中から選出することになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名をすることに決定いたしました。

それでは指名をします。香川県広域水道企業団議員に川原茂行議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した川原茂行議員を香川県広域水道企業団議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川原茂行議員が香川県広域水道企業団議員に、当選されました。

ただいま香川県広域水道企業団議員に当選されました、川原茂行議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で、香川県広域水道企業団議員の選挙を終わります。

議案配布のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 17:24

再開 午後 17:25

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

追加日程第13 議案第3号 監査委員（議会選出委員）選任の同意について

○大西樹議長 追加日程第13、議案第3号 監査委員選任の同意についてを議題とします。

本件については、除斥に該当しますので地方自治法第117条の規定により、16番、田岡秀俊さん、退場を求めます。

〔田岡秀俊議員 退場〕

○大西樹議長 提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田隆義町長 ただいま上程されました議案第3号の監査委員（議会選出委員）選任の同意について、御説明申し上げます。

次の者を、まんのう町監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 まんのう町岸上49番地1

氏 名 田岡秀俊

生年月日 昭和34年6月8日

なお、委員の任期につきましては、地方自治法第197条で、議員のうちから選任されるものにあつては、議員の任期によると定めております。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第３号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案は、人事案件でございますので質疑、討論を省略して、採決いたしたいと思います。

お諮りします。ただいま議題になっております、議案第３号、監査委員選任の同意については、原案を同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第３号、監査委員選任同意については、原案を同意することに決しました。

除斥を解きます。田岡議員の入場を願います。

〔田岡秀俊議員 入場〕

追加日程第１４ 議会選出各種委員等の選出について

○大西樹議長 追加日程第１４、議会選出各種委員等の選出についての件を議題とします。

お諮りします。議会選出各種委員会・協議会委員の選出については、どのような方法でいたしましょうか。

〔「正副議長一任」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 正副議長一任ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議ないようですので、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 １７：２９

再開 午後 １７：３５

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

正・副議長において、お手元に配布させていただいたように選出させていただきました。

委員会・協議会の数が多くありますので、お手元の名簿をもって発表にかえさせていただきます。

お諮りします。議会選出各種委員等の選出について、名簿のとおり選出することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり決定いたしました。

追加日程第１５ 議席の一部変更

+

○大西樹議長 追加日程第15、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議長は必要があると認められるときには議席を変更することができるかとされておりますので、議席の一部を変更したいと思います。

変更議席表を、職員に配布させます。

[変更議席表配布]

○大西樹議長 お諮りします。配布いたしました議席表のとおり一部変更することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更は、そのように決定いたしました。

ただいま決定いたしました議席には、次の議会から着席をお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和2年第1回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間 17時38分

+

+

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年4月27日

まんのう町議会議長

+

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員